

育休で昇給なし「違法」

大阪地裁 近大に差額賠償命令

育児休業を取得したことで定期昇給が認められなかったのは、育休を理由とする不利益な取り扱いを禁じた育児・介護休業法に違反するとして、近畿大職員の男性講師(49)が賃金の差額など計166万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は24日、違法と判断し、近畿大に50万円の支払いを命じた。

内藤裕之裁判長(中山誠一裁判長代読)は「将来的にも昇給の遅れが継続し、不利益は大きい」と述べた。

判決によると、男性講師は2012年に常勤職員として採用された。15年11月から翌16年7月までの9か月間、育休を取得。16年4月の昇給(月額1万5700円)は見送られた。近畿大の給与規定では、

昇給の対象となるのは前年度に12か月勤務した職員に限られており、近畿大側は訴訟で「休業すれば対象外だ」と主張した。

これに対し、内藤裁判長は、男性は15年度、7か月間働いており、「勤務の功労を一切否定するのは不合理だ」とした。